

第7章 許可申請等手数料

令和7年7月1日改正

許可申請書等を市に提出し、市が受理できると認めるときは、下記手数料額の納入通知書兼領収証書を発行しますので、手数料を市指定金融機関で納付してください。

1 開発行為許可申請審査手数料（都市計画法第29条第1項及び第2項）

開発区域の面積	自己の居住の用	自己の業務の用	その他
0.1ha未満	8,900円	14,000円	89,000円
0.1ha以上 0.3ha未満	23,000円	31,000円	130,000円
0.3ha以上 0.6ha未満	45,000円	67,000円	200,000円
0.6ha以上 1ha未満	89,000円	120,000円	270,000円
1ha以上 3ha未満	130,000円	210,000円	400,000円
3ha以上 6ha未満	180,000円	280,000円	520,000円
6ha以上 10ha未満	230,000円	350,000円	680,000円
10ha以上	310,000円	490,000円	900,000円

2 開発行為変更許可申請審査手数料（都市計画法第35条の2第1項）

次の変更の区分に応じ、それぞれを合算した額

(1) 開発行為に関する設計の変更	開発区域の面積に応じ前項に規定する開発行為許可申請審査手数料額の1/10
(2) 開発区域の面積を許可時より拡大する場合	新たに編入される開発区域の面積に応じ前項に規定する開発行為許可申請審査手数料額
(3) その他の変更	10,000円

※ただし、その額が900,000円を超えるときは、その手数料の額は900,000円とする。

3 用途地域の定められていない土地の区域における建築物の特例許可申請審査手数料（都市計画法第41条第2項ただし書）

48,000円

4 予定建築物等以外の建築等の許可申請審査手数料

（都市計画法第42条第1項ただし書）

27,000円

5 開発許可を受けた地位の承継の承認申請審査手数料（都市計画法第45条）

(1) 自己の居住の用の住宅又は住宅以外の建築物で自己の業務の用のものであって、開発区域の面積が1ha未満のもの	1,800円
(2) 住宅以外の建築物で自己の業務の用のものであって、開発区域の面積が1ha以上のもの	2,800円
(3) (1)、(2)以外のもの	18,000円

6 開発登録簿の写しの交付手数料（都市計画法第47条第5項）

1通につき 480円

7 開発行為又は建築に関する証明書等の交付手数料

1通につき 300円